

症例に関する資料の作成基準および送付方法

☆症例報告書等の作成は、

『歯周病患者におけるインプラント治療のガイドライン(日本臨床歯周病学会発行)』

『歯周病専門用語集2013(日本歯周病学会編)』

『歯周病の診断と治療の指針2007(日本歯周病学会編)』

『歯周病患者におけるインプラント治療の指針2008(日本歯周病学会編)』

『歯周病の検査・診断・治療計画の指針2008(日本歯周病学会編)』

『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン(日本歯周病学会発行)』

に準じた用語を用いること。

1) 初診時・メンテナンス時

- (1) 口腔内写真：原則として正面像、左右側面像、口蓋面像、舌側面像の5枚以上が望ましい。しかし、症例の概要がわかるものであれば5枚以下でも可。
- (2) X線写真：デンタル10枚法あるいは14枚法が望ましい。しかし症例の概要が説明できるものであれば、10枚以下あるいはパントモ撮影の写真でも可。
- (3) 症例中明らかに説明を必要とするもの（特殊なケース・処置内容・その背景など）は、症例中にコメントを記入するか術中の資料を添付してもよい。

2) 症例資料

- (1) 口腔内写真およびX線写真の提出には、「症例提出用テンプレート」(ppt,pptx版)を用いること。
- (2) 口腔内写真は、左右側をポケット診査表およびX線写真の左右と一致させること。
- (3) アナログ写真をデジタル化する場合には、300dpi以上の画素数でスキャンニングを行うこと。
- (4) それぞれのデジタル(化)写真をテンプレートに記載してある要領を活用して整理すること。
- (5) 写真を組み込んだテンプレートを、症例資料として「申請者〇〇〇〇・症例No. 〇」とタイトルをつけて保存すること。さらにそれらをPDFに変換し提出用症例資料として保存すること。
- (6) 保存した提出用症例資料をCD-Rにコピーすること。
- (7) CD-Rのラベルに、申請者の名前を明記すること。

3) 申請書類様式および、提出症例の病歴および治療経過の記録用紙

- (1) ダウンロードした規定の様式に申請書類とすべての症例の報告書を入力記載し、紙媒体にプリントアウトし、必要な個所に捺印を受ける。

【認定医申請料、登録料送金先】

郵便振替口座名：「日本臨床歯周病学会認定医係」

口座番号：00110-7-581283

申請料：2万円（申請時） 登録料：4万円（合格後登録時）

【送付方法】

- (1) 上記CD-Rと紙媒体にプリントアウトした書類を、角2(A4)サイズのクッション封筒(エアプチ等の緩衝材入り)に入れ、表に自分の名前を記入すること。
- (2) 原則として「ゆうパック（書留）」または「宅急便」で各社の専用の袋を用いて送付すること。
- (3) 申請書類郵送先：〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9駒込TSビル3階
(財) 口腔保健協会内 日本臨床歯周病学会認定医係
TEL 03-3947-8891

【注意事項】

- (1) 症例は認定医審査施行細則第4条第1項に準じる。
- (2) 年月日については全て西暦で記入のこと。
- (3) 申請書類は学会ホームページからダウンロードしてください。
- (4) 口腔内写真およびX線写真の提出は従来のアルバム形式（アナログ形式）でも受け付けています。